

日田市介護予防・日常生活支援総合事業

サービスコード一覧表 (A2)

R03.4

サービス 種類	サービス 項目	名称	算定項目			合成単位数	算定単位
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	訪問型サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 1,176単位		1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割				39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	訪問型サービス費 (独自) (Ⅱ)	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 2,349単位		2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割				77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	訪問型サービス費 (独自) (Ⅲ)	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度) 3,727単位		3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割				123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	訪問型サービス費(独自) (Ⅳ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)		268	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	訪問型サービス費(独自) (Ⅴ)	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)		272	1回につき
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	訪問型サービス費(独自) (Ⅵ)	事業対象者、要支援2 (週2回程度)		287	1回につき
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	訪問型独自短時間サービス	事業対象者、要支援1・2		167	1回につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の10%減算	1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の15%加算	1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の15%加算	1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の10%加算	1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の10%加算	1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の5%加算	1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の5%加算	1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算		200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000		
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ※2022年3月31日まで	(3) で算定した単位数の90%		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) ※2022年3月31日まで	(3) で算定した単位数の80%		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000		
A2	8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日まで上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応			所定単位数の1/1000	